

消 防 予 第 163 号
平成 28 年 5 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

別添

問1 令別表第1(5)項口に掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用する場合、当該宿泊施設の床面積が、当該防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であれば、規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物に該当することから、規則第28条の2第1項第5号の規定により、地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分には誘導灯の設置を要しないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問2 令別表第1(5)項口に掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、当該宿泊施設の存する階のみに誘導灯を設置することで足りるとしてよいか。なお、当該防火対象物は地階、無窓階及び11階以上の階が存しないものである。

- 1 主要構造部が耐火構造であること。
- 2 住戸(宿泊施設として使用される部分を含む。3及び4において同じ。)が耐火構造の壁及び床で、200㎡以下に区画されていること。
- 3 住戸と共用部分を区画する壁に設けられる開口部には防火設備(主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸に限る。)が設けられていること。
- 4 3の開口部の面積の合計は、一の住戸につき4㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が2㎡以下であること。

(答)

差し支えない。

問3 令別表第1(5)項口に掲げる用途に供する部分のみで構成されている特定共同住宅等(「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。)第2条第1号に規定するものをいう。)の一部の住戸を宿泊施設として使用する場合に、次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めてよいか。

- 1 当該宿泊施設が100㎡以下で区画されていること。
- 2 当該宿泊施設の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の1以下、かつ300㎡未満であること。

(答)

差し支えない。